

倉吉市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

倉吉市地域公共交通会議設置要綱（平成20年6月10日倉吉市長決裁）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 交通会議の庶務は、 <u>企画課</u> において処理する。 2 <u>企画課</u> に市営有償運送及び公共交通空白地有償運送に係る相談、苦情等に関する窓口を置く。	(庶務) 第9条 交通会議の庶務は、 <u>総合政策課</u> において処理する。 2 <u>総合政策課</u> に市営有償運送及び公共交通空白地有償運送に係る相談、苦情等に関する窓口を置く。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

倉吉市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送、市営有償運送及び公共交通空白地有償運送に関し、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、倉吉市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 公共交通空白地有償運送の合意の解除に関する事。
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の推薦する職員
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 中国運輸局鳥取運輸支局長又はその指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の推薦する者
- (6) 道路管理者
- (7) 鳥取県警察
- (8) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命された時の要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(書面決議)

第7条 前条の規定にかかわらず、路線の廃止・撤退・新設及び住民生活への影響が大きい減便・経路変更以外に関する議事のみに係る会議であつて会長が招集する必要がないと認めるときは、委員に書面による議事の決（以下「書面決議」という。）を求めることをもつて会議に代えることができる。

2 前項の規定により書面決議を求めたときは、会長はその後に招集される最初の会議において、この結果を報告しなければならない。ただし、書面により事前に委員に結果を報告した場合は、この限りではない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議を構成する団体等の関係者は、交通会議において協議が調つた事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画課において処理する。

2 企画課に市営有償運送及び公共交通空白地有償運送に係る相談、苦情等に関する窓口を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初の交通会議の招集は、倉吉市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成22年3月25日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。